

令和8年4月

ボランティアセンターだより 第17号



坂戸市社会福祉協議会
さかどボランティア・市民活動センター
坂戸市石井2327-6
TEL 049-283-1597
FAX 049-289-3911
HP <http://sakadoshakyou.jp>

さかどボランティア・市民活動センターに ボランティア団体の登録をしませんか？

さかどボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を行う団体の登録を受け付けています。

「団体の活動を周知したい」「会員を増やしたい」「講座の情報が欲しい」など、活動の支援をおこないます。ぜひ、ご登録ください。

登録条件は？

- ①ボランティア活動を目的に設立された団体、若しくは団体の活動を通してボランティア活動に取り組む意志のある団体。
- ②会員は5名以上。半数以上が坂戸市民であること。
- ③会員の代表若しくは外部との連絡担当者の氏名、連絡先電話番号を公表できること。
(但し、インターネットへの公開は特に希望がある団体のみとします)
- ④活動内容、概況を公表できること。
- ⑤新規の会員を受け入れることが可能なこと。
- ⑥事業計画、事業報告、会計報告が公表できること。
- ⑦坂戸市に拠点があり、坂戸市を中心として活動していること。



* 前記7項目の条件は満たさないが、①の他3項目の条件を満たす場合は、準会員として登録することはできますが、当該団体は補助金対象外です。

団体登録すると・・・

- ◆ボランティア講座・交流会・研修会などの開催や地域のボランティア情報を得ることができます。
- ◆お互いの情報を交換しあったり、活動の幅をひろげたり、ボランティア同士のネットワークができます。
- ◆ボランティア保険等、活動に応じた保険の情報を得ることができます。
- ◆団体の情報(イベント情報・会員募集等)を社協だよりやHPで広報することができます。
- ◆坂戸市福祉センターや地域交流センター等の一部施設利用料の減額・免除が受けられます。



登録の際の提出書類など、詳しくはさかどボランティア・市民活動センターまでお問い合わせください。

さかどボランティア・市民活動センター
049-283-1597



脳トレ問題集『つくつく便』

もう挑戦されましたか？

筑波大学附属坂戸高等学校の生徒のみなさんが作成をしてくれた
介護予防脳トレ問題集「つくつく便」第21号を無料で配布しています。

ご希望の方は 坂戸市社会福祉協議会（283-1597）
までご連絡ください。

また、ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。



令和8年度「ボランティア活動保険」の加入手続きを！！

令和8年度のボランティア活動保険の加入手続きを開始しました。

この保険は、ボランティア活動中のさまざまな事故による「ケガ」や「損害賠償責任」の補償とあわせて、活動場所と自宅の往復途上の事故、ボランティア自身の食中毒、熱中症（日射病・熱射病）等も補償されます。

保険期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

＊年度切り替えのため、令和7度に参加している方も再度手続きが必要です

加入できる方 ボランティア個人またはグループ

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
年間保険料	350円	500円
地震・噴火・津波によるケガ	×	○

「ボランティアセンターだより」は下記の場所に置いていただいています

- ◆市内小・中・高等学校
- ◆市内大学
- ◆坂戸ろう学園
- ◆坂戸市役所
- ◆市役所出張所
- ◆入西地域交流センター
- ◆各公民館
- ◆中央図書館
- ◆各児童センター
- ◆市民健康センター
- ◆駅前集会施設
- ◆環境学館いずみ
- ◆坂戸市文化会館
- ◆文化施設オルモ
- ◆福祉センター
- ◆ウエルシア薬局各店舗
- ◆花水木こどもクリニック
- ◆坂戸中央病院
- ◆たな歯科クリニック
- ◆赤レンガ接骨院
- ◆北坂戸オレンジ歯科
- ◆北坂戸にぎわいサロン
- ◆東坂戸ふれあいスペース103

「ボランティアセンターだより」を置いていただける店舗や企業を募集しています。 さかどボランティア・市民活動センターまでご連絡ください。

